

平成 26 年 4 月 4 日

公認会計士・監査審査会

平成 26 年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、審査及び検査の基本方針に掲げた視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施する。

我が国経済をみると、景気は、緩やかに回復している。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場企業数の増加傾向や新たな監査・保証業務へのニーズなど明るい兆しは見られるものの、上場企業数や上場企業の平均監査報酬額は大幅ではないものの減少傾向が続いている。

加えて、企業の海外進出の加速化や海外取引の増加など会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所に対して様々なニーズが増加していると考えられ、監査事務所として考慮すべき事項が増加している。

こうした中、証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金勧告も多くなされるなど会計不正事案が引き続き発生している。

このため、近年の大手上場企業における会計不正事案等を踏まえ、監査における不正リスク対応基準が設定・公表されており、国際的な不正対応重視の流れとあいまって、同基準への適切な対応が求められている。また、会社法の改正により機能強化がなされる予定の監査役等との連携は、改訂監査基準等や日本公認会計士協会（以下「協会」という。）と日本監査役協会の共同研究報告においても求められており、企業におけるコーポレート・ガバナンスの取組みなどと連携することにより、会計不正事案が抑止されることが期待されている。

このように、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、独立した専門的な立場において行われる公認会計士監査の果たす役割は、ますます重要になっている。

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、協会の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については、限定事項のない結論となっているものの、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所では、限定事項付き結論となる割合が高い傾向にあることが認められるほか、上場会社監査事務

所の登録に至らず、継続審査となる監査事務所も認められる。

また、審査会検査の結果、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した、業務運営が著しく不当であると認められる監査事務所もみられる。

こうしたことから、監査の品質を向上し、我が国の監査制度に対する国際的な信用を維持・確保する必要がある。

以上のような情勢を踏まえ、平成26年度において、以下の審査基本計画及び検査基本計画を策定する。

これらの基本計画を実施するために必要な審査及び検査の態勢については、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図ることができる高度で多様な専門性を備えた人材の登用に加え、会計・監査に係る国際的な動向のほか会計・監査を巡る主要な課題にも留意した研修等を関係先とも連携しながら実施することにより人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

1 審査基本計画

審査の基本方針に基づき、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先に加え、国際的な監査監督当局や海外業務提携先との間で、必要な情報を共有する取組みをより一層強化することや過去の報告徴収・検査結果を利用することに加え、様々な資料や情報等の収集分析体制の強化に努めるとともに、得られた情報を活用し、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する審査を行い、以下の協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する重点的検証を実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 平成23年度から一定規模以上の預金等総額を有する信用金庫等の監査業務が品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、限定事項付き結論となる割合が高く、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること

等の状況を踏まえると、レビュー実施体制の強化などを通じ、より一層の実効性向上が図られることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着がなされることが考えられる。

また、業界横断的な問題への対応も含め、協会においては、強力な指導性が発揮されることが期待される。こうした中、協会においては、品質管理レビューの性格を指導的機能から指導・監督機能への変更及び措置制度の導入並びに品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務の拡大などを内容とする品質管理レビュー制度の見直しが行われたところであり、本取組みの円滑な運用が行われるよう注視していく。

以上のことから、引き続き、品質管理レビュー制度の適切性について総括的に検証する。

(2) 重点的検証

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対してその適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められるなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所を中心にみられがちな業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった経営管理に関する項目を報告徴収の対象とする。

また、効果的な重点的検証を行う観点から、報告徴収は、対面的方式进行を取り入れて行うことを基本とする。

なお、重点的検証の結果、重大な問題が認められた監査事務所（特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所）については、当該結果を今後の検査等における重要な参考情報として活用することとする。

2 検査基本計画

検査の基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

また、検査結果については、監査事務所から協会への検査結果通知書（写し）の提出等を通じて、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促していく。

さらに、優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、監査事務所だけではなく市場関係者等に対する参考情報として活用されることを期待して、検査結果事例集等として取りまとめ、説明会等を通じて、協会等の関係先に積極的に発信していく。

以上を基本とした上で、本年度検査においては、次に掲げる事項に重点を置き、監査事務所の規模等に応じた検査対応を行うこととする。

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか。

なお、業務の執行の適正を確保するための措置としては、具体的には、業務に対する監査事務所の代表者の意向・姿勢、業務のリスク等に応じた人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定の方針等のほか、社員間の協力及び相互牽制など組織的な監査を実施するための組織構築に講じた措置などが考えられる。

また、中長期の経営方針や経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置の見直し状況についても検証することが考えられる。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているか。
- ③ 監査における不正リスク対応基準については、監査事務所の品質管理に係る基準が平成25年10月より適用されていることから、同基準及び同基準に係る協会の実務指針等への対応が適切に行われているか。

なお、検査対象法人に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であることから、検査の過程において、不備等が発見された場合には、当該不備の発生した直接的な原因の検証のみならず、当該不備の発生した監査事務所における根本的な原因の究明に重点を置くこととする。

本年度における監査事務所の規模等に応じた検査対応は、以下のとおり。

(1) 大規模な監査法人に対する検査

上場会社100社以上を被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、原則として検査を実施する。

大規模な監査法人については、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動等を踏まえると、品質管理については一定程度有効に機能しているものと考えられる。

このため、本年度においては、諸外国の検査手法も参考に、監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手した上で、リスクベース・アプローチを原則としつつ、大規模な監査法人共通のテーマを選定し、当該テーマ及びリスクの高い領域に検証範囲を絞った効果的かつ効率的な検査を実施する。

本年度のテーマとしては、①一定期間不変な共通テーマとして、

- ・ 収益認識
- ・ 会計上の見積り
- ・ 職業的懐疑心の発揮（不正対応を含む。）
- ・ グループ監査（特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況等）
- ・ 審査

を選定することとし、近時の審査や検査の結果を踏まえた②スポット的な共通テーマとして、

- ・ 組織の末端までの品質管理の定着の状況についての検証（特に、従たる事務所の業務運営等）
- ・ 業種別（銀行、信用金庫・信用組合、証券会社、保険会社等）の監査業務の適切性の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証

を選定する。

さらに、監査を取り巻く環境等を踏まえて、当該監査法人における業務管理体制の整備・運用状況の検証などにも積極的に取り組むこととする。

また、監査役等とのコミュニケーション、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置など審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題等について、特に重要と考えられる項目は共通テーマとして選定していることから、品質管理の状況に応じて、意見交換等を行うなど効果的な対応を図ることとする。

(2) 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

大規模な監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所については、その業容等を勘案し、効果的かつ効率的な実施に配慮しつつ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、原則として検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 監査事務所における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況等も踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てたメリハリある検証
- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性の検証状況、監査意見の審査体制、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置等、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査を取り巻く環境等を踏まえて、当該監査事務所における業務管理体制の整備・運用状況の検証

などに重点を置くこととする。

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、監査契約の新規の締結・更新、業務管理体制の整備、品質管理レビューに対する改善への取組み、報酬依存度が高い監査業務に対する対応状況等の状況の検証・確認を効果的かつ機動的に実施することとし、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本年度においては、

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する責任といった問題点に留意した検証
- ・ 新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所における品質管理の状況についての検証

- ・ 金融機関監査(特に、信用金庫・信用組合監査、ファンド監査)や被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
 - ・ 監査役とのコミュニケーション、ファンド監査の対応状況、監査実施者に対する指導・監督状況、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置等、これまでの審査・検査を通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
 - ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
 - ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
 - ・ 審査等を通じて把握した問題についての検証
- などに重点を置くこととする。

特に、新たに品質管理レビューの対象となった監査事務所については、業務運営や品質管理に関する責任といった点に加え、十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源を有しているかについて、重点をおいて検証することとする。

3 審査及び検査の事後的な対応

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じ、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の監督当局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。

また、当該確認・検証の結果については、協会からの品質管理レビュー結果に係る審査に際して活用することにより、検査の実効性・効率性を高めるなど、引き続き、審査及び検査のシームレスな運用を行う。

さらに、審査及び検査の結果については、監査事務所における自主的な改善だけではなく、全体像を俯瞰して業界横断的な問題等を抽出するような深度ある分析を行い、協会、金融庁の関係部局、関係団体等の関係先及び国際的な監査監督機関や海外業務提携先との間で、積極的な意見交換や情報発信等を行うなどして、監査の品質の確保・向上を図っていく。特に、協会は品質管理レビューの担い手であることから、品質管理レビューアーとの意見交換を実施するなど実効的な連携を図ることとする。

なお、検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討する。